

# 社会福祉法人白寿会 介護福祉士実務者研修（通学） 学則

## （目的）

第1条 社会福祉法及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得させ、高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応する質の高い介護を社会に提供できる人材を育成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

## （事業者の名称・所在地）

第2条 本研修事業（以下研修という）は、次の事業者が実施する。

- 一 名称 社会福祉法人 白寿会
- 二 住所 徳島県徳島市住吉四丁目1 1 番 1 0 号

## （研修事業の名称）

第3条 本研修の名称は次のとおりとする。

社会福祉法人白寿会 介護福祉士実務者研修（通学）

## （位置）

第4条 本研修を行う場所は次のとおりとする。

- 一 名称 阿波老人ホーム白寿園 3階研修室 4階講堂
- 二 住所 徳島県徳島市住吉四丁目1 1 番 1 0 号

## （修業年限）

第5条 本研修の修業年限は6ヵ月とする。

## （生徒定員・学級数）

第6条 1学級の生徒定員は最大20名とし、学級数は最大2とする。

## （養成課程、履修方法）

第7条 養成課程の種類は通学課程【昼間】とし、履修方法は全て通学による面接授業とする。

2 実施する科目、時間数及び履修方法は別添（別紙1）のとおりとする。

## （学年、学期）

第8条 学年及び学期は特に定めない。

## （休校日）

第9条 休校日は以下のとおりとする。

- 一 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）
- 二 非常災害その他の急迫の事情があるとき、臨時に休校となることがある。

(入校時期)

第10条 入校の時期は開講日を初日とし、職業訓練で定められた日とする。

(入校資格)

第11条 離職・転職する者で、公共職業安定所長から受講指示又は受講推薦を受けた者であれば、学歴・年齢・性別は問わない。

(入校者の選考)

第12条 公共職業安定所（ハローワーク）において合否の決定を行う。

(入校手続)

第13条 入校願書を住所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）の窓口に提出し手続を行う。

(受講料、実習費用等)

第14条 徳島県による職業訓練のため無料とする。ただし、テキスト代は実費とする。

(受講生本人の確認)

第15条 受講生の本人確認は以下の方法で行う。

入校申込書と本人を確認できる公的書類（運転免許証、健康保険被保険者証など）を入校日に提示し照合の上、受講者本人かどうかを確認する。

(遅刻、欠席、早退)

第16条 やむを得ない理由で遅刻、欠席、早退をした場合、該当する時間は欠席とする。また、欠席時間分の当該科目のレポートを提出しなければならない。

(退校)

第17条 訓練時間数の20%を欠課した場合、退校とする。また、受講生が退学しようとするときは、その事由を記載した退校願いを養成施設に提出し、その許可を得なければならない。

(休学・復学)

第18条 休学及び復学はできない。

(学習の評価)

第19条 学習の評価は以下のとおりとする。

- 一 各科目の出席時間数が別添（別紙1）に規定する授業時間数の3分の2以上であり、かつ欠席時間分の当該科目のレポートを提出している者を履修認定の評価対象とする。
- 二 各科目終了後に評価試験を実施し正解率70%以上で合格とする。70%未満は再指導の上、再試験を行う。

(課程修了の認定)

第20条 課程修了の認定については以下のとおりとする。

- 一 別添(別紙1)に規定する全ての科目を履修し、各科目の評価試験において合格点を取ること。
- 二 修了が認定された者には、修了証書を交付する。

(教職員の組織)

第21条 本研修に、施設長、教務主任、専任教員、介護課程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員、事務員及びその他必要な教員を置く。

(賞罰)

第22条 受講生が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学則並びに社会福祉法人白寿会が定める諸規則を遵守しない者
- 二 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 三 研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者

(改廃)

第23条 この学則の改廃については、評議員会の議決により行うものとする。

(その他の事項)

第24条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

附則

この学則は平成30年10月 1日から施行する。

令和 元年10月15日 一部改正

令和 3年 6月15日 一部改正

令和 5年10月15日 一部改正

## (別紙1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	本研修時間数	免除科目	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5	なし	面接授業
社会の理解Ⅰ (5)	5		面接授業
社会の理解Ⅱ (30)	30		面接授業
介護の基本Ⅰ (10)	10		面接授業
介護の基本Ⅱ (20)	20		面接授業
コミュニケーション技術 (20)	20		面接授業
生活支援技術Ⅰ (20)	20		面接授業
生活支援技術Ⅱ (30)	30		面接授業
介護過程Ⅰ (20)	20		面接授業
介護過程Ⅱ (25)	25		面接授業
介護過程Ⅲ (45)	45		面接授業
こころとからだのしくみⅠ (20)	20		面接授業
こころとからだのしくみⅡ (60)	60		面接授業
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10		面接授業
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20		面接授業
認知症の理解Ⅰ (10)	10		面接授業
認知症の理解Ⅱ (20)	20		面接授業
障害の理解Ⅰ (10)	10		面接授業
障害の理解Ⅱ (20)	20		面接授業
医療的ケア (50) 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数		面接授業
合計	450	なし	

※職業訓練生を対象とするため、免除科目はない。